

平成30年8月高額療養費制度改正に伴う レセプトの取り扱いについて(お知らせ)

平成30年8月診療分から高額療養費の自己負担限度額が変更となったことに伴い、70歳以上の方のレセプトには、「26区ア」から「30区オ」のいずれかを「特記事項」欄に記載することとなりました(下表参照)。

しかし、平成30年9月審査分から11月審査分までの間については、電子請求の対応が間に合わない等の理由から「特記事項」欄が未記載であっても請求のとおり取り扱う(みなし扱い)こととされておりしました。

今般、厚生労働省から通知が発出され、保険医療機関等における当該対応状況等を踏まえ、平成31年2月審査分までみなし期間が延長されることとなりましたので、お知らせします。

なお、ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

平成30年8月診療分からの自己負担限度額(70歳以上の方)

区分		限度額		特記事項
		外来	外来+入院	
現役並み所得者	Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 《多数回140,100円》		26区ア
	Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 《多数回93,000円》		27区イ
	Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 《多数回44,400円》		28区ウ
一般		18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 《多数回44,400円》	29区エ
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円	30区オ
低所得者Ⅰ			15,000円	

※太枠の部分が変更箇所となります。